

研究指導 大津 淳 准教授

基礎控除額の適正に関する一考察

大須賀 久美

序章 研究動機・目的

所得控除には様々な種類があり、その中でも人的控除に分類される基礎控除について関心を抱いた。税金は私達の身近に存在しているものだが、基礎控除は納税者が生活を送る上で、生存権を保障できるだけの金額として有効であるかということに興味を持ち、研究することとした。

本研究では、基礎控除が納税する際に持っている働きや控除額の合否に対する意見について調べるとともに、控除額が最低生活を維持するために適しているか、また生存権を保障するにはどうあるべきであるかについて考察する。

第一章 所得税と控除の概要

1. 所得税とは

所得税は、納税者個人が得た収入¹から必要経費²を差し引いた金額(所得)に課される税金であり、国税である。つまり国に対して納める税金のことをいう。所得税は国税の中でも歳入の割合が高く、比重の高いものとされている。

所得税にも超過累進課税方式³が採用されている。これは納税者の税負担を公平なものにし、所得の再配分機能の効果が期待できるためである。

納税者が納める税額(申告税額)を算出するには多くの過程が存在しており、これについては後述する。

2. 所得税のしくみ

所得税法では、所得源泉ごとに算定式の異なる旧来の分類所得税のなごりから、所得金額が10種類に

分けられている⁴。しかし所得の源泉を問わず、すべてを合算して課税する総合課税方式の考えから、1人の納税者に関して各種の所得金額を合算した総所得金額を基礎に課税するしくみとなっている。よって、所得のどれかに損失が生じれば、他の所得で相殺できる損益通産の措置ができるようになっている。

3. 控除とは

控除制度は大きく分けて、税額控除と所得控除に分けることができる⁵。

まず税額控除とは、一定の条件を満たす場合に最終的に計算された所得税額から、直接一定の金額を差し引くことができるものをいう。適用するためには確定申告が必要となる。

次に所得控除とは、税率適用前に一定の条件を満たす場合、所得額から一定の金額を控除するものである。所得税において税率が適用される所得金額である課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を算出、課税標準⁶である総所得金額、退職所得金額および山林所得金額から控除される一定の控除項目のことをいう。所得控除は、大きく分けると人的控除と物的控除の2つに分類することができる。

① 人的控除

人的控除は納税者本人や納税者と生計を共にする配偶者、またその扶養親族など”人”を対象とした控除のことをいう。人的控除と分けられるのには(A)と(B)の理由がある。それは納税者が支出する費目の中で、自身の裁量によっては容易にコントロールできない費目がある(A)、また所得税をすべての人々に対して課することは、最低生活を保障するという所得

¹ ある期間に取得した金銭や物件のこと

² 仕事を遂行するために直接必要となる費用のこと。必要経費には税金がかからない。

³ 所得が一定額以上又は超過した分のみ、高い税率を適用する方式。相続税や贈与税にも採用。

⁴ 別紙表2

⁵ 別紙表3,4

⁶ 税額を決定する基準となるもの

の再配分機能⁷の考えに反する(B)ということである。

まず(A)の“自身で容易にコントロールできない費用”というのは、同じ所得を得ている納税者でも扶養者がいるか、配偶者であるか、扶養者が子供であるかなどによって定まってくる家計の費用のことである。また、特別な支出に対する控除として認められているものが、医療費控除、社会保険料控除などである。これらの支出控除は、自分の意思によってコントロールすることのできない支出に対する控除とされている。

次に(B)についてだが、課税最低限⁸を設定するための控除は基礎控除であり、基礎控除はどのような納税者であっても最小限基礎控除を所得から差し引くことが認められている。納税者は多様な家族構成を持っているため、基礎控除に加えて家族構成に応じた人的控除を合計したものが各家計にとっての課税最低限となる。課税最低限は社会保障制度⁹が保障する最低生活水準¹⁰以下であることは望ましくない。そのため人的控除として最低生活を保障できるようになっている。

② 物的控除

物的控除とは人的控除以外のものをいう。人的控除は人的要因により差し引くことができる控除だが、支払った医療費や社会保険料、災害による被害を受けた場合など、人的要因以外の”物”を対象とした控除のことである。

4. 所得税の算出方法

所得税の計算については表 1 を参考にして説明する。まず収入から必要経費を差し引き、所得金額を算出する。求めた所得金額から所得控除を行い、課税対象額が求められる。この課税対象額が、表 1 の”課税される所得金額”のどの部分に入るかにより、

7 累進課税により高所得者から税金を徴収し、低所得者に社会保障として給付することで、所得の再配分を行い、経済的格差を和らげる機能。
 8 所得税を課す最低金額のこと。自身の所得がこの課税最低限を超えたとき、所得税が課される。
 9 生活に困窮した人々が国の扶助によって最低限の生活を保障されるとともに、すべての国民が文化的な生活を営むことができるようにするもの。
 10 憲法第 25 条で定められた健康で文化的な生活を維持することができる生活の水準。

税率と税額控除の金額が決定する。例えば課税対象額が 4,110,000 円の場合、税率は 20%となる。求めた課税対象額に決まった税率をかけることによって、所得税額を求めることができる。そして求められた所得税額から税額控除を行い、税額を算出する。先ほどの例を使うと、4,110,000 円に 20%をかけ、控除額である 427,500 円を差し引くため、税額は 394,500 円となる。算出した税額からさらに源泉所得税額¹¹を差し引くことにより、最終的に納めることとなる申告税額を求めることができる。

このように納税額を求めるまでには、税率をかける、控除を行うなど多くの計算過程が存在する。

表 1 平成 19 年分所得税税額表

課税される金額	税率	税額控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超	40%	2,796,000 円

※国税庁 HP を基に作成

第二章 基礎控除と生活保護

1. 基礎控除とは

基礎控除とは所得控除の中の1つである。基礎控除は人的控除に分類されており、納税者の最低限の生活を保障するものである。他の控除とは違い、一定の条件を満たした場合のみ適用されるのではなく、すべての納税者が一律して適用することができる。基礎控除の金額は 380,000 円と定められている。

また所得控除額の構成割合においても、人的控除の中では基礎控除が最も高い割合を占めており、納税者と密接な関わりを持っている。

¹¹ 源泉徴収される所得税にかかる税額のこと。

2. 日本国憲法と所得税法のつながり

これまで述べたように、基礎控除は納税者本人や納税者と生計を共にする配偶者、またその扶養親族の最低限の生活を維持する役割を持っている。所得税をすべての納税者に対して課することは、最低生活を保障し、経済的格差を和らげるといふ所得再配分機能の考えに反してしまうため、基礎控除(所得税法第86条)を定めることにより、生存権が守られるようになっていくと考える。つまり基礎控除は日本国憲法第25条の生存権の規定に合った制度であり、必要であるということがいえる。

3. 生活保護法の概要

生活保護法とは、生存権の理念に基づき、生活に困窮する人々に対し、国がその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活の保障を行うとともに、自立の手助けをするというものである。

生活保護を受けるためには、困窮し保護を必要とする人から保護申請があって、はじめて手続きが開始される。生活保護が適用されるか判断する際、申請者個人のみが審査対象となるのではなく、申請者の世帯全体が対象となる。資産価値があると判断されるものを申請者が所有していた場合、また収入が最低生活費¹²を上回る場合は適用されることはない。

4. 基礎控除と生活保護のつながり

生活保護法は生存権の理念に基づいて定められているため、憲法と所得税法のつながりというのは、生活保護法にも有るといえるだろう。生活保護法第3条の規定は、人的控除と適合するところがある。それは、どちらも国民の健康で文化的な最低限の生活を維持するために存在しているところである。この章の3項で述べたように、「健康で文化的な最低限度の生活」とは漠然としており、どういった内容のもので、どの程度を指すものかははっきりしていない。しかし金額的には基礎控除と適合するところを持つ生活保護の支給額を参考にすることで、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な金額は求めることができる。次章では、基礎控除額と生活保護費を

用いて最低生活を送ることが可能か検証する。

第三章 生活費用の検証

基礎控除は納税者の最低限の生活を支えるためにあるが、380,000円という金額で1年間そういった生活を送ることができるのか。年間380,000円ということは、月々にするとおおよそ31,667円となる。生活を送るためには衣食住が必要であり、この章では先ほど挙げた3つの出費を利用し、生活を送ることができるかを検証したい。

1. 給与と所得がある場合のシミュレーション

まず給与所得¹³がある場合、生活できるかを考える。給与所得の金額は源泉徴収される前の収入金額から給与所得控除¹⁴を差し引いて計算される。給与所得のみの場合、所得税は給与所得控除額の650,000円と基礎控除額の380,000円を足した金額(年間1,030,000円)を超えない限り課税されることはない。今回は所得税が課税される最低金額である、年間1,031,000円の収入があると仮定し、給与所得控除と基礎控除を用いてシミュレーションする。年間の収入が1,031,000円とすると、給与所得の金額は給与所得控除の650,000円を差し引いた381,000円となる。ここから基礎控除額を差し引くと残りは1,000円となるため、課税される金額から税率を求めると5%となり、申告税額は50円となる。総務省の「家計消費状況調査」の結果¹⁵を参考にすると、課税対象者1人が生活する場合、家賃、食費、光熱費を合わせた平均金額は93,750円ほどになる。つまり最低限の生活を送るためにはおおよそ90,000円弱の金額が必要となると推測できる。給与と所得がある場合、納税したとしても控除した分を考えると収入が残り、月々85,000円ほどの金額となる。よって極めて最低限ではあるが、生活を送ることが可能であるといえることができる。給与と所得があれば生活を送ることができるということだが、給与と

¹² 8種類ある扶助を合計した金額。

¹³ 勤務先から受ける給料や賞与のこと。原則として給与所得には必要経費などの控除はない。

¹⁴ 所得税法で定めた金額を収入金額から控除するもの。

¹⁵ (<http://www.stat.go.jp/data/joukyou/12.htm>)

得がなかった場合どうなるか。

2. 給与所得がない場合のシミュレーション

最低限の生活を送るためにはおよそ 90,000 円弱の金額が必要となると推測できたが、月々の基礎控除額はおよそ 30,000 円弱なので、基礎控除のみでは生活することはできない。加えて、この計算は必要最低限の出費のみで考えているが、実際には医療費など自身でコントロールすることのできない出費が発生する。つまり、基礎控除額のみでの生活は不可能といえる。

3. 生活保護を用いたシミュレーション

基礎控除額のみで生活を送ることは不可能だが、生活保護を受けた場合どうなるのだろうか。収入が最低生活費を満たしていない場合、生活保護を受けることが可能となる。例えば年間収入が基礎控除額と同じ 380,000 円だった場合どうなるか考える。

今回は生活扶助¹⁶と住宅扶助¹⁷を受けた場合とする。ここでの対象者は福島県福島市に住み、年齢は 20～40 歳と仮定する。生活扶助を受けた場合、食費・被服費など個人単位に係る経費を年齢階層別、級地別に設定した 1 類費は 36,650 円となる。光熱費、家具など世帯単位の経費に対して設定している 2 類費は 35,610 円となるため、1 類費と合計すると 72,260 円となる。また、ここに住宅扶助の家賃金額である 17,499 円が扶助されることとなる。つまり生活扶助と住宅扶助の金額を合計すると、月々最低 89,759 円の支給金額を受け取ることができる。収入金額が最低生活費を下回っているため、この場合生活保護を受けることが可能となる。年間の収入金額を月々にすると 31,667 円なので、この場合の最低生活費である 89,759 円から差し引いた 58,092 円が保護費として支給されることとなる。先ほど算出したとおり、課税対象者 1 人が生活すると月々およそ 93,750 円近くの出費

となる。生活保護を受けた場合でも、出費の平均金額を上回ることは不可能だった。しかし平均金額に近い金額になることがわかった。

第四章 考察

第三章でのシミュレーションにおいて、出費項目の平均金額を求めた場合、月々およそ 90,000 円程度の出費があるということが分かった。生活保護を受けた場合においても、生活保護の支給金額はおよそ 90,000 円となり、最低限の生活を送るためには、少なくとも 90,000 円程の金額が必要だと判断されていると考えることができる。所得税が課税される最低限の金額である 1,031,000 円の収入がある場合、極めて最低限にはなるが十分な収入と控除を受けることができる。つまり、基礎控除は給与所得者にとっては有効であるということがいえる。しかし給与所得がないと考えると、収入金額は大幅に減少し、生活することは不可能という結果となった。給与所得のない場合は生活保護を利用し、最低生活費に近づけるため、保護費の支給が必要となる。そのため基礎控除額は給与所得がない場合、有効ではないといえる。

今回給与所得があるか、ないかによって基礎控除額が有効であるかどうかということを調べた。基礎控除が生存権を保障する役割を持っているならば、生活保護に相当する金額に合わせることはないとしても、生活保護との金額の大きな差を考慮し、有効に利用できない人が出ないように、基礎控除額を引き上げるといった対策が必要なのではないかと考える。

【主要参考文献・URL】

金子宏『所得税における所得税控除の研究』『所得控除の研究』日税研論集 Vol52、日税研論集第 52 号 (2003)

橋本徹『基本財政学[第 4 版]』有斐閣ブックス (2002)

厚生労働省提出資料『生活保護制度の現状について』

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0420-7c.html>

国税庁

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>

¹⁶ 生活保護を受けている世帯が生活をしていく上で、必要とされる経費が含まれる。1 類費と 2 類費の 2 つに分けられる。

¹⁷ 生活保護を受けている人が住んでいる住居に関する費用を負担するもの。賃貸住宅の場合は家賃相当額。